

訪問看護ステーション ともいき 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人共生会が開設する訪問看護ステーション ともいき（以下「ステーション」という。）が行う、指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、その他の従業員（以下「看護職員等」という。）が、指定訪問看護の必要性を主治の医師に認められた要介護者に対して、適正な事業の提供をすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 訪問看護ステーション ともいき

(2) 所 在 地 愛知県半田市雁宿町1丁目12番地1

2 出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 訪問看護ステーション ともいき 南知多サテライト

(2) 所 在 地 愛知県知多郡南知多町大字豊丘字孫廻間 86 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師 1 名（常勤）

管理者は、事業所の従業員の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たる。

(2) 看護職員 3 名（常勤）

看護師 2 名うちサテライト員数 1 名 准看護師 1 名

看護師等(准看護師は除く。)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 平日 月曜日から金曜日 第2・第4土曜日

(ただし、祝日及び12月30日～1月3日を除く。)

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分

(指定訪問看護の提供方法)

第 6 条 指定訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 利用者がかかりつけ医師（主治医）に申し出て、かかりつけの医師（主治医）が交付した訪問看護指示書により、看護師等が利用者を訪問して計画書を作成し、指定訪問看護を実施する。

(2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけ医師（主治医）に指示書の交付を求めるように助言する。

(訪問看護の内容)

第 7 条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察や服薬の管理指導
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等の日常生活の世話
- (4) リハビリテーション
- (5) 療養生活上の相談及び介護指導
- (6) 外出や就労など社会参加に向けての助言
- (7) 不安軽減のケア
- (6) その他、医師の指示による医療処置

(利用料等)

第 8 条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域を超えた地点から、片道 1km50 円徴収する。

3 費用の支払いを受ける場合には、利用者、利用者の後見人、利用者の家族及び身元引受人(以下「利用者の家族等」という。))に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、南知多町、美浜町、武豊町、阿久比町、東浦町、半田市、常滑市、知多市の区域とする。但し、サテライトにおいては南知多町、美浜町とする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待防止のための措置及び身体拘束について)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従事者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する事。
- (3) 事業所において、看護職員その他従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前(3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 利用者の身体拘束について

- (1) 事業所は、利用者等の身体拘束等を、緊急やむを得ない場合を除き、原則として行わない。
- (2) 緊急やむを得ず実施する場合とは、以下の要件を満たした時とする。
 - ・ 切迫性：本人や他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
 - ・ 非代替性：身体拘束その他の行動制限に変わる対応方法がない
 - ・ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は、速やかに解除できるよう務めるとともに適切に記録する。

(個人情報の保護)

第 12 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第 13 条 サービスの提供等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供したサービス等に関し、市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行

なう事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(衛生管理)

第 14 条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。

2 事業所において、感染症の発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の発生、及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(業務継続計画の策定など)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントの対応)

第 16 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における様々なハラスメントにより、職員の就業環境が害されることを防止するための指針を定め、必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

2 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から 5 年間保管する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人共生会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

4 不測の事態に備え、訪問看護補償保険へ加入し、速やかに対応していく。

5 事業所は、看護師等が、健康保険法第 3 条第 31 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得および活用し、質の高い訪問看護を実施し、計画的な管理を行うものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

令和 3 年 11 月 1 日 一部改正

令和 4 年 7 月 1 日 一部改正

令和 4 年 9 月 1 日 一部改正

令和 5 年 4 月 14 日 一部改正

令和 5 年 9 月 1 日 一部改正

令和 5 年 10 月 1 日 一部改正

令和 7 年 5 月 1 日 一部改正